

飯 監 発 第 1 9 号  
令和6年12月27日

飯 豊 町 長 嵐 正 人 殿

飯豊町監査委員 伊 藤 毅

飯豊町監査委員 高 橋 亨 一

### 定例監査（財政援助団体監査）の監査結果について（報告）

地方自治法第199条第4条および同条第7項の規定に基づき、町が補助金等により財政援助している団体の業務について監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告します。

## 定例監査（財政援助団体監査）報告

- 1 監査年月日 令和6年11月25日（月）
- 2 監査場所 飯豊町商工会
- 3 監査対象 飯豊町商工観光課、飯豊町商工会
  - ・令和5年度飯豊町商工会運営補助金
  - ・令和5年度飯豊町プレミアム付商品券発行事業補助金
  - ・令和5年度飯豊町商工会商店経営支援事業補助金
  - ・飯豊町物価高騰対策支援商品券配布事業に係る事務業務委託
- 4 出席委員 伊藤代表監査委員、高橋(亨)監査委員
- 5 説明員 商工観光課 山口課長、渡部産業連携室主査、後藤主事  
飯豊町商工会 富永会長、後藤事務局長、影澤企業振興課課長補佐
- 6 職務出席 色摩書記長、井上主査
- 7 監査の主眼
  - ・当該団体に対する指導監督は適切に行われているか。
  - ・事業が目的に沿って経済的、効率的かつ効果的に実施されているか。
  - ・会計経理、書類整備、財産管理等が適切に行われているか。

### 8 監査の概要

#### <令和5年度飯豊町商工会運営補助金 4,726,175円>

中小企業や小規模事業者の支援、地域経済の発展は重要施策であり、商工会による専門的指導を行うことでより効果的な事業実施が見込まれる。専門的指導を行う経営指導職員（指導員1名、支援員2名）の設置に係る経費のうち、県補助金で不足する分として町の補助金額を算定し支出している。

経営改善普及事業の内容は、巡回・窓口相談指導、各種セミナー、専門家による指導、金融の斡旋、事務の代行及び、記帳指導などである。

#### <令和5年度飯豊町プレミアム付商品券発行事業補助金 12,900,000円>

消費者の購買意欲拡大による地域経済と商店等の活性化、及び住民の生活支援を図ることを目的とし、プレミアム付商品券を発行した。額面1,000円券12枚（12,000円分）の商品券を1セットとして、1セットあたり10,000円で販売するもので、1回3,000セットを令和5年度中に2回販売した。なお、換金率は第1回目が99.51%、第2回目が99.25%であった。

監査の結果、予算書と決算書の項目に相違があるため、統一するよう改善されたい。また、実績報告の決算書の積算根拠をすぐに示せるよう整理しておく必要があると思われる。

### ＜令和5年度飯豊町商工会商店経営支援事業補助金 1,000,000円＞

高齢者世帯の増加や商店等の減少による地域課題に対応し、買い物支援が必要な方々へ町内商店の利用を周知し、さらに、地域コミュニティの再構築を図るとともに、事業者の経営技術向上を目的として講演会や研修会等の支援事業の実施を目的とするもの。

事業内容は、ほほえみカー利用券発行事業、宅配支援事業、経営資源の充実と技術向上事業である。ほほえみカーの利用は、令和5年度は前年度と比較して微増、宅配事業の利用は減少している。

制度について知らない町民もいるため、さらなる周知が必要と思われる。

### ＜飯豊町物価高騰対策支援商品券配布事業に係る事務業務委託 3,300,000円＞

物価高騰対策として、全町民に商品券を支給することにより、経済的負担の軽減や町内消費の促進を図り、さらに、町内企業等の経営の間接的支援を目的として実施した。1人あたり5,000円分の商品券を6,393人に配布し、31,000千円以上の経済効果が生まれた。

委託料の項目の一部に積算根拠が不明確な箇所が見受けられた。委託者、受託者ともに、経費について根拠を示せるよう整理する必要があると思われる。

## 9 監査結果

審査に付された委託料および補助金の支払い、受領金額については正確であり、交付要綱や契約書に基づく業務内容についても適正と認められた。

なお、下記事項について留意されたい。

### 記

1. 精算で大きな乖離が生じないように、委託料や補助金の算定、契約書の作成に際しては、事前に十分な協議と検討を重ねられたい。
2. 委託者は実績報告を精査確認のうえ、実績に基づき精算確認されたい。
3. 積算根拠に係る資料について、提示を求められた際にすぐに示すことができるよう事業別の補助簿などを作成されたい。